

参考様式第1及び参考様式第2の別添3

漁業集落復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	◆C -5-1-25	事業名	(30) 水産業・漁村復興支援調査事業
事業概要			
<p><b>【事業概要】</b></p> <p>1 事業名 水産業・漁村復興支援調査事業（田野畑村水産振興マスタープラン策定調査）</p> <p>2 事業の目的 田野畑村では被災後の復興対策として、漁港施設の復旧・整備等が進んでいるものの、漁獲量は震災前の水準には達しておらず、現地の基幹産業たる水産業の振興をいかに図っていくかが課題となっている。 水産業の復興を効率的に・効果的に推進するためには、漁獲量の回復のみならず、地域水産物の流通システムの見直し、漁業者の高齢化の進行や担い手不足等といった問題点・課題を明確化し、解決策を体系的に取りまとめた「水産振興マスタープラン」の策定が必要である。 よって、本事業では、田野畑村の水産業の現状・課題を調査し、協議会を開催して、地域住民・漁業関係者と共有した上で村の基幹産業である水産業の活性化を図るための具体策を検討し、「田野畑村水産振興マスタープラン」として取りまとめることを目的とする。同プランの策定にあたっては、村の水産振興を図る上で重要度の高い取組を重点プロジェクトとして抽出し、具体的なアクションプランとして取りまとめることとする。その上で、田野畑村として本事業の成果物であるこれら具体策・重点プロジェクトを実施する。</p> <p>3 事業内容 (1) 田野畑村の水産業現況調査（被災前後の状況の変化） (2) 田野畑村水産業が抱える問題点・課題の抽出 (3) 田野畑村水産振興マスタープラン（めざすべき姿）の検討 ①田野畑村水産振興の基本方針と目標、②めざすべき姿の実現に向けた水産振興方策の検討 (4) 全国先進地事例情報収集・整理 (5) 重点プロジェクトの抽出とアクションプランの検討 (6) 田野畑村水産振興マスタープランの策定</p> <p><b>【基幹事業との関連性】</b> 事業番号：C-5-1 事業名：平井賀漁港地区漁業集落防災機能強化事業 本事業で村の水産振興マスタープランを策定することにより、今後の水産振興の方針および取り組むべき課題と方策を明確にする。これによりマスタープランの方針に沿って基幹事業による土地利用高度化再編で整備された漁港関連施設や水産用地を有効に活用することが可能となり、漁集地区の水産業活性化に資する。</p> <p><b>【事業年度】</b> 平成 28～29 年度</p> <p><b>【事業費】</b> 平成 28 年度事業費（実施済） 6,912 千円 (1) 田野畑村の水産業現況調査（被災前後の状況の変化） (2) 田野畑村水産業が抱える問題点・課題の抽出 (3) 田野畑村水産振興マスタープラン（めざすべき姿）の検討  平成 29 年度事業費 9,720 千円 (3) 田野畑村水産振興マスタープラン（めざすべき姿）の検討 ②めざすべき姿の実現に向けた水産振興方策の検討 (4) 全国先進地事例情報収集・整理 (5) 重点プロジェクトの抽出とアクションプランの検討 (6) 田野畑村水産振興マスタープランの策定</p>			

※ この様式は、原則として、参考様式第1の別添2に記載した細要素事業ごとに作成し、概要を示す図面を添付してください。

参考様式第1及び参考様式第2の別添3

漁業集落復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	◆ C 5 - 1 - 26	事業名	(32)避難誘導施設整備事業
事業概要	(津波避難誘導施設等整備事業)		
<p><b>【事業の目的】</b>  東日本大震災で津波被害を受けた漁業集落において、前回同様の被害を受けないよう、被災経験を踏まえ指定一次避難場所の見直しを行った。避難の考え方は、避難開始位置から最寄りの一次避難場所までより早くより高くより遠くへが基本となり、昼夜にかかわらず誰もがより安全で確実に避難経路を辿れるようにするため、標識等の整備をしようとするものである。</p> <p><b>【事業の内容】</b>  <b>①避難誘導標識（浸水想定区域外）</b>  住民がより安全で迅速に最寄りの指定一次避難場所まで徒歩避難するためには、基幹事業で整備する避難誘導標識の外に、浸水区域外であっても道路の分岐点等に同様の標識を設置することで自力で避難ができるようにする。地域住民等にはハザードマップを配布し普段から周知は行っているものの、有事の際に高齢者や子どもであっても標識を見ただけで避難行動がとれるよう、一定の基準に基づく標識を効果的に配置し、整備を行おうとするものである。</p> <p><b>②小規模避難路</b>  村で指定する避難路は、浸水区域内から浸水区域外及び、津波到達時間より検討した幹線的避難路で最寄りの一次避難場所を目的地とする。一次避難場所の中には、集落の背後の高台となっている場所があり、この山道は急傾斜で安全な避難経路を確保するために整備が必要となっている。またその外にも、浸水区域に隣接し傾斜地など地形的に一度浸水区域側に降り戻らなければならない小規模（4戸～5戸）の集落がある。その背後にある避難場所に避難する際、浸水域側に戻らない避難路を選定するため、昔からその地域で利用していた山道を簡易的に整備改修することで、より早く一次避難場所に到達できるようにする。このような地域の地形や従来からの避難行動に即した整備をすることで、地域住民の自助・共助の促進に繋がるものである。</p> <p><b>【事業期間】</b>  平成29年度～平成30年度</p> <p><b>【基幹事業との関係】</b>  平井賀・島越漁港地区防災安全施設整備事業（基幹事業）では、浸水区域から徒歩避難 15分以内に一次避難場所に到達する幹線避難道路の整備や避難誘導施設（照明、標識設置）整備を地域防災計画に即して一体的に進めているものである。漁港地区内に指定された一次避難場所は、浸水区域外にあるが東日本大震災を経験した住民は浸水区域側に戻らない経路でより安全な避難を求めている。そのため、基幹事業で整備しようとする避難路や避難誘導施設だけで避難確保を図るには不十分であり、その事業効果を最大限促進するために、小規模避難路整備と避難誘導標識整備工事の追加により、地域防災計画に定めている漁港地区全体としての津波避難計画整備を実施しようとするものである。これらの整備は、基幹事業で実施する避難路、避難誘導標識の整備と併せて、住民の避難行動に必要な不可欠なもので、基幹事業の効果を促進し、住民の安全対策に資する一体的な事業効果をもたらすものである。</p> <p><b>【事業費内訳】</b>  ■避難誘導施設工事費 39,670千円  ■小規模避難路整備工事費 32,073千円  ■事業費合計 71,743千円</p> <p>&lt;別紙図面のとおり&gt;</p>			

※ この様式は、原則として、参考様式第1の別添2に記載した細要素事業名ごとに作成し、概要を示す図面を添付してください。